三五四　コロンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコロンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　六

三五五　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生に関する件　二一　197　二三

三五六　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件　二一　197　二三

三五七　ジャマイカ政府に対する贈与に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の書簡の交換に関する件　二五　六

三五八　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　六

三五九　ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　六

三六〇　ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　六

三六一　国立公衆衛生研究所建設計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　三

三六二　債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とウクライナ政府との間の交換公文の効力発生に関する件　二六　三

三六三　円借款の供与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　三

三六四　水銀に関する水俣条約の附属書Ａの改正に関する件　二七　四

三六五　一部査証の期間限定免除に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　四

三六六　返納を命じた旅券を無効とする件　二七　五

三六七　航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生に関する件　二九　三

三六八　経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書十四―Ｂの改正に関する外交上の公文の交換に関する件　二九　204　一九七

○財務省

二一六―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　187　四

二一七―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　187　一一

二一八―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　七　187　一二

二一九―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　188　二七

二二〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　188　二八

二二一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　188　二九

二二二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　188　二八

二二三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　188　二九

二二四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二二　三

二二五　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　二二　198　二二

二二六　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第六項の規定に基づき財務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示　二八　三

二二七　特別業務指針の一部を改正する告示　二八　三

二二八　各都道府県共同募金会が令和五年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　二九　三

二二九　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第六項の規定に基づき財務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示　三　二

二三〇　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件　一五　五

○財務省、農林水産省

二三一　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　四　二

○財務省、経済産業省

二三二　株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件　二九　三

○財務省、厚生労働省

二三三　株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件　二九　三

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

二三四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件　一五　五

○財務省、農林水産省

二三五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　四

二三六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五

二三七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五

○財務省、経済産業省

二三八　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　四　二

○財務省

二三九　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示　二九　四